記録の保存の在り方に関する委員会（第１回）

議事要旨

第１　日時

令和６年３月２５日（月）１３：３０～１５：３０

第２　場所

最高裁判所会議室

第３　出席者

〔委員〕

髙橋滋、田中史生、土井真一、中島康比古、深見敏正、芳野直子（敬称略・五十音順）

〔総務局〕

小野寺真也（総務局長）、木村匡彦（総務局参事官）

第４　議題

１　委員長の互選等

２　委員会の運営に関する事項について

３　新たな運用全般、特に廃棄留保の解除に向けた遡及適用対応について

第５　議事

１　総務局長の挨拶

冒頭、小野寺総務局長より、別紙１のとおりの挨拶がされた。

２　委員長の互選等

⑴　委員の互選により、髙橋委員が委員長に選出された。

⑵　委員長より、深見委員が委員長代理に指名された。

３　委員会の運営に関する事項について

⑴　議事の書面化及びウェブサイトでの公表について

委員から以下のような意見が出されたことも踏まえ、基本的には、イメー

ジとして示されたものである別紙２のような形式で議事の概要を簡潔にまとめた議事要旨を作成することとしつつ、内容により適宜相談することとし、裁判所ウェブサイトで公表することとされた。

・　事件関係者のプライバシー等に配慮しつつ、具体的に記述できるところはしたほうがよいのではないか。単に「意見交換を行った。」だけではなく、意見交換の内容について、どのような意見が出たかを箇条書き程度で構わないので記載していただければと思う。

・　議事の内容によっては、個人のプライバシーに関わることが大きいため事案に応じて記載する内容をよく検討するほうがよいだろう。

・　制度や運用等一般的な議論についてはかなり詳細に残すべきという考えがある一方、個別の事件記録を特別保存するかどうかといったかなりセンシティブな問題をはらむ場合は、あまり公表できないのではないか。委員会の議論が外から全く見えないという状況もよろしくないと思うので議題ごとに適宜検討していくということでよいと思う。

・　運用やルールに関する議論については、ある程度公表しないと広く理解を得ることができないため、案件ごとに記載ぶりは考えていくことになろう。

・　行政機関等において、情報公開法の非開示事由に該当する内容を議事要旨に載せて公表するというのはまず考えられない。本委員会においても同様に考えるということになるのだろう。

・　個別事件に関する求意見事案については、記載内容を慎重に検討し、一方で制度の在り方等の議論についてはある程度記載していく、ということになるか。

⑵　求意見以外の事項に係る最高裁長官宛て意見書（規則１８条１項）の在り方について

基本的には別紙３のとおりとし、必要に応じて案件の内容に応じた取扱いを検討することとされた。

４　新たな運用全般、特に廃棄留保の解除に向けた遡及適用対応について

総務局から、一連の記録問題に関する経緯・経過、最高裁におけるこれまでの取組、新運用の概要（別紙４ないし６）及び遡及適用に係る事務の基本方針（概要）（別紙７）について説明があり、新たな運用全般、特に遡及適用に関する事務等に関して意見交換が行われ、以下のような意見が述べられた。これらの意見を踏まえて、最高裁において方針について更に検討を進めていくこととされた。

・　遡及適用の結果、特別保存することになった事件について公表する内容が、庁名、事件番号、事件名のみであれば、国民は、これがどの事件を指しているのか特定できず、それ以外の事件について特別保存に付してほしいという要望も出にくいのではないか。例えば事件の終局日を載せる等、特定性を高める工夫が必要なのではないか。

・　判決は公開の法廷で行っているものであり、少なくとも判決日は情報として載せてよいのではないか。一方で、和解成立日をどのように扱うかという問題はあるが、和解も終局の一つではないか。

・　民事通常訴訟においては、終局日が分かれば、それが判決言渡日もしくは和解成立の日ということであるから、ある程度特定できるのではないか。和解か判決かという部分まで公表するのかという問題はある。

・　特定性を高めることは、個人のプライバシーに関わってくる。事件関係者の中には、事件のことを忘れてほしいという人もいるかもしれないので、特定性を高めることと、そういった方の権利を守ることとのバランスの問題だと思う。

・　遡及適用作業をどうするのかというのと、新たな運用一般をどうするの

かは少し違うところもあると思うが、事件番号を見るだけで事件を特定できる人は非常に限られるだろう。それを、終局日を入れることで事件を特定できる状態に持っていくかどうかという話だろうと思う。事件を特定してしまえば、その内容は新聞記事等を検索すれば分かり、リストの中に書き込まなくても通常の手段を駆使すれば分かってしまう。それを避けるということになると、本当に事件特定ができないこととなり、事件特定できないものをあげても意味がないので、どの程度特定するのがよいかという問題ということとなろう。

・　実際に件数が多すぎて難しいことは承知しているが、要望を受け付ける期間は、本来は、残した事件ではなく、残さない事件の中から残すべきものがないかを申し出てもらう期間である。本来は、残さないものが分かる手段をとるべきであろうが、特に遡及の場合はそれが難しいということなのだろう。

・　一般の方が事件番号だけで事件を特定するのは難しい。事件の特定としてどこまでの情報を出すのか出さないのかという塩梅の問題になるが、事件番号だけでたどり着くのは厳しいという実感がある。

・　一般の方は、どの事件がどの裁判所で処理されているかについても理解が難しいのではないかと思っており、遡及適用の場面においては、そういった相談を受け止めるための態勢を検討いただいたほうがよいと感じた。どこまで特定性を高めるかについては、事件関係者の権利利益を侵害することがあってはならないので、比較衡量して、セーブしないといけないことがあると思う。

・　自分の関心ある事件であれば、ネットで検索をすれば、どこの裁判所でどんなことがあったか、ある程度特定できるのではないか。

・　法律家や研究者は、自身の関心のある事件について、ある程度事件を特

定することができると思うが、一般の方々との関係で、関心を抱いた事件について、「どの程度の特定を求めるのか」、「窓口でどこまで対応するのか」といったことは裁判所として考えておいたほうがよいと思う。

・　リストは各裁判所のウェブサイトで公表される予定とのことであるが、最高裁判所のウェブサイトから各裁判所の掲載ページに楽にアクセスできるよう工夫してほしい。

・　遡及適用において要望を受け付けるときには、いつからいつまでの間の事件記録について廃棄を留保しているのか、そして、要望を受け付けるのは、そのうちのどの期間の事件であるかを明示していただいたほうが、無意味な要望は出ないのではないか。

５　今後の予定

総務局から、別紙８に基づき個別事案に関し各裁判所から当委員会に意見が求められるまでの流れが説明され、次回は令和６年秋以降に開催することとされた。

なお、本日の議題終了後、今後委員会において取り組むべき事項について、以下のような意見が述べられ、今後検討を進めていくこととされた。

・　規則１０条３号において委員会が意見を述べる事項として定められている、「一定の重大な社会事象が生じた場合にこれに関連する記録等の保存に関する事項」について、例えば委員が提案して委員会が判断するといったような検討プロセスや、「一定の重大な社会事象」をどのように判断していくか等が決まっておらず、検討する必要がある。

【別紙１】

総務局長挨拶要旨

最高裁判所は、記録の保存・廃棄を巡る一連の問題を重く受け止め、有識者委員会を立ち上げて調査・検討を行い、令和５年５月に調査報告書を公表いたしました。

調査の結果明らかとなった問題点等を踏まえ、歴史的、社会的意義を有する記録を特別保存により適切に拾い上げる枠組みを改めて構築し、裁判所自らによる安定的、確実な判断を行うことに加え、特別保存の要望や常設の第三者委員会といった枠組みを通じて国民の意見や専門家の知見も取り入れていくなど、調査報告書で示した今後の在り方の実現に向けて、最高裁判所規則の制定などの作業を行い、令和６年１月３０日から新たな運用を開始したところです。

本委員会につきましては、法曹関係者、法学者、報道関係者及びアーキビストといった各分野の一線の方々に委員をお引き受けいただき、第１回の委員会を迎えることができました。皆様に厚く御礼申し上げます。

本委員会は、裁判所における記録の保存等に関する新しい役割を担っていただくものであり、委員それぞれの御知見や御経験等を踏まえ、様々な観点から、忌憚のない御意見をいただければありがたく存じます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会（第１回）
議事要旨

第１　日時

令和４年１１月２５日（金）９：３０～１２：００

第２　場所

最高裁判所会議室

第３　出席者

〔委員〕

梶木壽（座長）、神田安積、髙橋滋（敬称略）

〔事務総局〕

小野寺真也（総務局長）、後藤尚樹（審議官）、川瀬孝史（総務局第二課長）、永井英雄（同局第三課長）

〔庶務〕

南宏幸（総務局参事官）

第４　議題

１　座長の互選

２　議事運営の方法等について

３　事件記録の保存・廃棄の実情について

４　廃棄の原因として想定される事情等について

５　次回の日程

第５　議事

１　事務総長の挨拶

冒頭、堀田眞哉事務総長より、別紙のとおりの挨拶がされた。

２　座長の互選

委員の互選により、梶木委員が座長に選出された。

３　議事運営の方法等について

議事の概要を簡潔にまとめた議事要旨を作成することとされた。また、調査結果の具体的内容やその分析内容、有識者委員会における議論を踏まえた今後の記録保存の在り方の検討の具体的内容等の公表の在り方について意見交換を行い、有識者委員会における議論を経た後に事務総局が作成・公表する報告書の中で明らかにすることとなった。

４　事件記録の保存・廃棄の実情について

事件記録の保存・運用の在り方に関する調査・分析担当者（以下「担当者」という。）から、以下の点につき、説明があった。

⑴　事件記録の保存・廃棄の制度枠組み、手続の流れ等

⑵　令和２年２月に東京地裁で運用要領を策定し、同年３月に全国の裁判所に周知した上、各庁でも同様の運用要領を策定した経緯

⑶　全国の特別保存の運用状況

ア　全国の高地家裁で２項特別保存に付されている民事・家事・少年事件の件数（令和４年１１月２４日現在）

【運用要領に係る全国周知前に付されたもので、国立公文書館に移管されていないもの】

民事事件		２７６件
家事事件		３０件
少年事件	事件記録	１１件
	調査記録	１５件

【運用要領に係る全国周知後に付されたもの】

民事事件		１００５件
家事事件		２１件
少年事件	事件記録	４件
	調査記録	５件

【上記合計】

民事事件　　１２８１件

家事事件　　５１件

少年事件　事件記録　　１５件

　　調査記録　　２０件

イ　特別保存に付された事件記録の保存状況

特別保存に付された事件記録の保存状況について確認した結果、特別保存に付された事件記録を廃棄した庁が１庁あった（大分地裁の民事事件６件）との説明があった。

(4) 神戸家裁の調査の概要

５　廃棄の原因として想定される事情等について

担当者から、２項特別保存基準に該当する可能性がある事件記録が特別保存に付されずに廃棄された原因として想定される事情等について説明があり、これを踏まえて委員の間で意見交換を行った。

６　次回の日程

次回委員会は２８日（月）１３時１５分から開催し、今後の調査方針等について議論することとなった。

（別紙）

委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙な中、本委員会に御出席いただき、誠に有難うございます。

今般、神戸家裁において連続児童殺傷事件の少年保護事件記録等を特別保存に付すことなく廃棄していたことが明らかとなり、その他の庁においても社会の耳目を集めた少年事件の事件記録を廃棄していたことが明らかになっております。これらの事件記録の廃棄が行われた当時、特別保存を適切に行うための仕組みが十分ではなかったといわざるを得ず、このことは、裁判所全体の問題であると考え、最高裁事務総局として、重く受け止めておりますとともに、事件に関係する方々を含む国民の皆様に対し申し訳なく、率直に反省しなければならない、と考えております。

今後、特別保存の在り方ひいては裁判記録の保存等の在り方について十分な調査検討を行っていかなければならないと考えておりますが、これは独り裁判所内部だけで行うのでは足りず、より客観的・多角的な視点が必要であります。そこで、このたび、これまでの特別保存の運用の在り方のどこに問題があったのか、また、適切な運用に向けたこれまでの取組が十分であったのか等について、第三者の目で客観的・多角的に評価していただき、将来にわたって事件記録の保存等の適切な在り方を確保していくために、委員の皆様方の意見をお聴きするべく本委員会を開催させていただくことにいたしました。

委員の皆様方には、是非、裁判所に対する厳しい御批判を含め、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、委員会開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

委員会からの意見送付の方法等について

委員会としての意見を述べる事項

・　特別保存の在り方や運用に関する大きな変更
・　一定の重大な社会事象が生じた場合の対応等

→

最高裁長官あての意見書を提出

⑴　委員会において意見書として提出することを決定
⑵　委員会庶務にて意見書案を作成
⑶　委員会（各委員）による内容の確認を経て確定
⑷　最高裁総務局に提出

各委員から意見をお伺いする事項

・　委員会の運営に関する事項
・　最高裁における特別保存に関する運用や施策の検討の参考とするために各委員からご意見をお伺いしたい事項　など

→

議事要旨に記載

・　発言者氏名は記載しない（手続は非公開）
・　委員会（各委員）による内容の確認を経て確定
・　裁判所ウェブサイトにて公表

【別紙４】

事件記録等の保存・廃棄に関する諸規定の改正

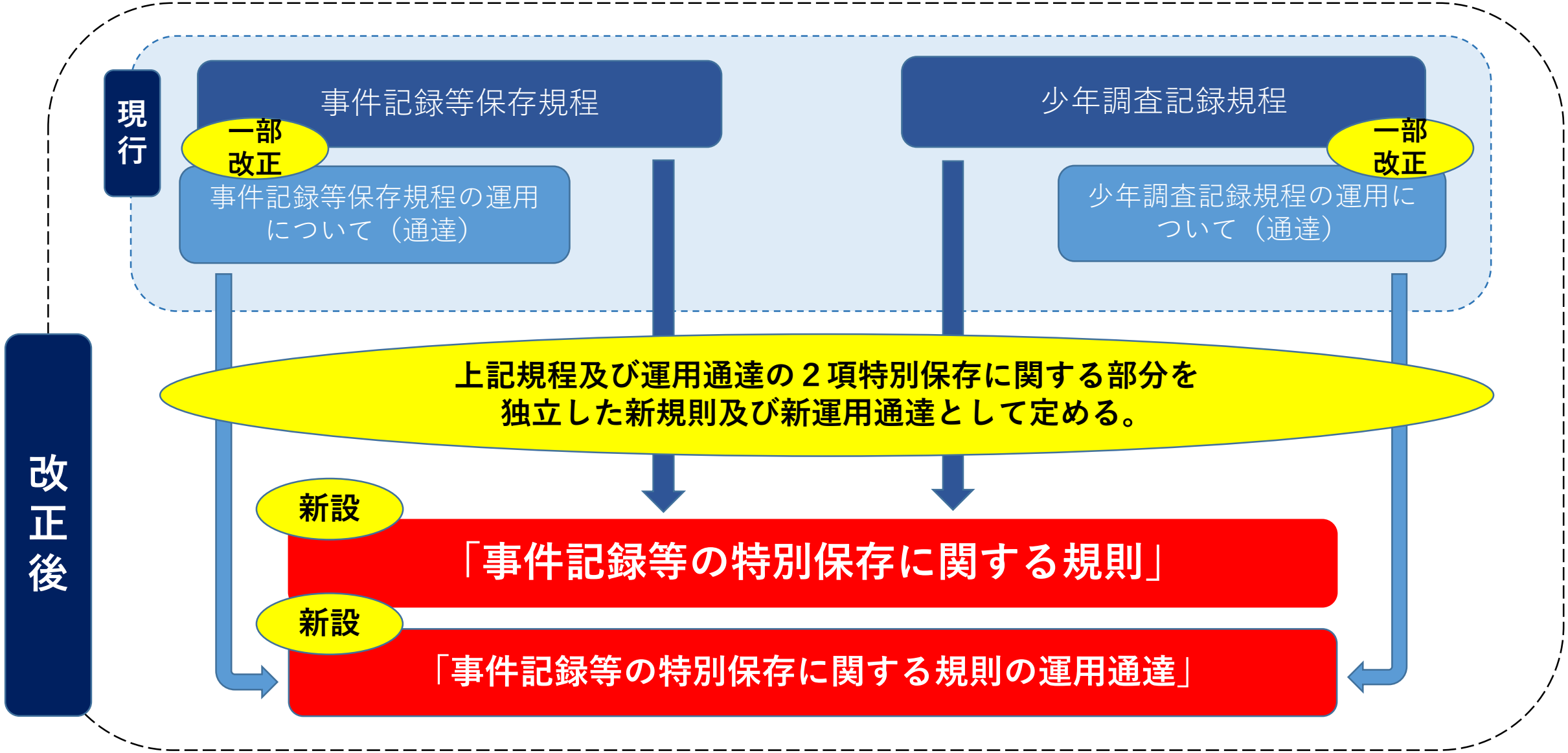

【別紙５】

新たな規則の制定に伴う現行規程の改正について

事件記録等保存規程

少年調査記録規程

各規程から２項特別保存に関する部分を切り出し、新たな規則に

＋

裁判所の記録の保存・廃棄に関する調査報告書

◎　理念規定の追加
◎　最高裁に常設の委員会の設置

新設

「事件記録等の特別保存に関する規則」

一部改正

一部改正

現行規程の改正点

２項特別保存に関する規定の削除

１項特別保存 を「保存期間の延長」に改める。（事件記録等保存規程第９条、少年調査記録規程第８条）

記録廃棄について所長の認可が必要であることを明記（事件記録等保存規程第８条、少年調査記録規程第７条）

【別紙６】

運用通達「事件記録等の特別保存に関する規則の運用について」等の概要

特別保存の基準・認定プロセスの整理・見直し

【ポイント】
◎各庁の運用要領から全国一律の基準に。　◎各プロセスでいつ誰が何を行うかを明確化

１　特別保存に付する認定を行う事件

⑴　重要な憲法判断が示された事件
⑵　重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件
⑶　訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件
⑷　世相を反映した事件で史料的価値の高いもの
⑸　全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの
⑹　民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件
⑺　少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った事件

２　１に該当する事件を次の基準によりピックアップ。

（赤字が変更部分）

１　判例集登載
　最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集及び最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が登載された事件
２　日刊紙２紙掲載基準
　主要日刊紙（地域面を含む。以下同じ。）のうち、２紙以上に終局に関する記事が掲載された事件
３　事件担当部申出
　事件担当部から１の⑴から⑺までに該当するとして申出があった事件
４　規則第７条の規定による特別保存の要望

◎　１～３に該当した場合は、裁判所の長が特別保存の認定を行う。
◎　４の要望に対しては、当該理由を十分に参酌し、各裁判所の選定委員会に意見を聴いた上で、特別保存に付するか否かの認定を行う。
　ただし、特別保存に付さない認定をしようとする場合は、最高裁に設置された「記録の保存の在り方に関する委員会」に意見を求め、その結果も踏まえて認定を行う。

（その他の変更点）
・要望をした者への結果通知
・事件記録（事件書類）を特別保存する場合には当該事件の事件書類（事件記録）も併せて特別保存する。
・特別保存の経過を記録化

廃棄手続等の見直し

【ポイント】
◎　記録廃棄について、⑴廃棄目録を作成し所長の認可を受けること、⑵廃棄目録作成時に特別保存に付す認定（予定・候補となっているものを含む。）をされた記録等が含まれないことを確認することを明記
◎　特別保存に付された記録等について、⑴他の記録と明確に区別して保管すること、⑵保管状況等を毎年確認し、裁判所の長に報告することを明記

【別紙７】

遡及適用に係る事務の基本方針（概要）

判例集等登載基準

最高裁が提供する令和４年以降の掲載事件一覧表を確認。

日刊紙２紙掲載基準

最高裁が提供する手順書に従い、検索サービスを利用して一定のキーワードで一定期間の終局に関する記事を遡って検索し、２紙掲載事件のリストを作成する。

↓

廃棄留保中の記録について前記基準に該当するか確認。
前記基準に該当する事件記録等を特別保存する。

↓

廃棄留保中の記録のうち、特別保存した事件のリストを一定期間公開し、特別保存の要望を受け付ける（セーフティネット）。

↓

要望のあった事件について、運用通達所定のプロセスにより特別保存するか否かを認定

↓

遡及適用に係る事務終了

↓

事件記録等の廃棄の再開

委員会への求意見までの流れ

要望書提出

結果通知

要望を受けた裁判所

裁判所の長

①選定委員会への求意見

②特別保存に付さない認定をしようとする場合

③特別保存に付すか否かの認定

求意見

意見具申

選定委員会

・委員は所属の裁判官等から裁判所の長が指名
・原則として毎年１１月～１２月までの間に意見具申

求意見

意　見

多くの庁では、１１～１２月に選定委員会を開催することが見込まれるため、委員会への求意見は年明けとなることが予想されます。

記録の保存の在り方に関する委員会